

物品売買仮契約書

- 1 件名 教育用情報端末等に係る物品売買
- 2 物品 キステム奈良 GIGA 第二期端末 7,002式
基本パック
・株式会社日本HP製 Fortis Flip G1m 11 Chromebook
・モバイルデバイス管理システム Google GIGA License
保証パック
・Chromebook Wi-Fi 保証 (5年)
- 3 契約金額 金547,626,420円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金49,784,220円
- 4 契約保証金 免除 (香芝市契約規則第19条第1項第6号)
- 5 納入期限 令和7年10月31日
- 6 納入場所 奈良県香芝市立小中学校における指定場所

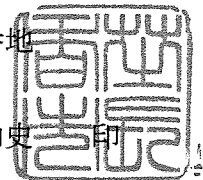
上記の物品の売買について、発注者と受注者は、それぞれ対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 7 年 5 月 23 日

発注者 奈良県香芝市本町1397番地

香 芝 市 長 三 橋 和 史 印



受注者 奈良県奈良市高天町10番地1 T.T.ビル4階
キステム株式会社 奈良本社
事業統括取締役 井門 英也 印



(総則)

第1条 受注者は、物品を頭書の契約金額をもって、頭書の納入期限内に納入しなければならない。

2 受注者は、本契約書記載の諸条項のほか個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、香芝市教育情報セキュリティポリシー及び日本国の法令を遵守しなければならない。

(検査)

第2条 受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知するものとし、発注者の検査を受けなければならない。なお、検査に必要な費用及び検査により生じた損失は受注者の負担とする。

2 発注者は前項の通知を受け、納品された日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

3 納品が検査に合格しない場合は、受注者は、その負担で現品を良品に取り替えるか又は発注者の指示に従うものとする。

(契約金額の支払)

第3条 受注者は、前条に規定する検査に合格したときは、速やかに支払請求書を発注者に提出し、発注者は支払請求書受理後30日以内に契約金額を受注者に支払うものとする。

(危険負担)

第4条 納入前の物品に滅失毀損の損害が生じた場合には、発注者の責に帰すべき場合を除き受注者の負担とする。

2 納入後の物品に滅失毀損の損害が生じた場合には、受注者の責に帰すべき場合を除き発注者の負担とする。

(再委託又は下請の禁止)

第5条 受注者は、保守業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

(権利義務譲渡の禁止)

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

(遅延利息)

第7条 受注者が、その責めに帰すべき理由により履行期限内に当該契約を履行しないときは、履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分に対する相当額を控除した額について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に支払わなければならない。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、その金額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者が、その責めに帰すべき理由により、第3条の規定による契約金額の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約内容の変更)

第8条 発注者は、必要によりこの契約の内容を変更し、又は、契約の履行を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者、受注者協議の上決定するものとする。ただし、契約の内容は発注者、受注者双方記名押印した書面によって行うものとする。

(契約不適合責任)

第9条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の解除権)

第10条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が正当な理由なく、着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 受注者の責めに帰すべき事由により、納入期限内に納入できないことが明らかに認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 受注者が第11条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤である者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（業務委託契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に係る下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ この契約に係る下請契約等に当たり、アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該下請契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合に受けた損害の賠償を受注者に請求することができる。

3 第1項の規定により発注者がこの契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されているときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 第1項の規定により発注者がこの契約を解除したときは、受注者は、発注者にその損失の補償を求めることができない。

（受注者の解除権）

第11条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条の規定により契約の内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（その他の提出書類）

第12条 この契約に定めるもののほか、発注者が指定する必要な書類については、発注者の指示により提出しなければならない。

（契約の費用）

第13条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（疑義等の決定）

第14条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項の解釈について疑義が生じた場合は、発注者、受注者双方誠意をもって協議の上決定する。

(管轄裁判所)

第15条 発注者と受注者の間で訴訟の必要が生じた場合は、発注者の所在地を管轄する地方裁判所とする。

(本契約の確定)

第16条 この契約は、市議会の議決があったときに、この契約書と同一の条項により、本契約を締結したものとする。

